

生駒市規則第 28 号

生駒市個人番号利用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 6 月 29 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号利用条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市個人番号利用条例施行規則（平成 27 年 1 2 月生駒市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

第 1 条中「生駒市個人番号利用条例」を「生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に改める。

第 3 条の前の見出しを「（条例別表第 1 の規則で定める事務）」に改め、同条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 4 条から第 7 条までの規定中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 7 条の次に次の 4 条を加える。

第 8 条 条例別表第 1 の 6 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 低所得の要介護者及び要支援者に対して居宅サービス等の利用者負担額を軽減する事業における介護サービス利用者支援事業費の支給申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 低所得の要介護者及び要支援者に対して居宅サービス等の利用者負担額を軽減する事業における介護サービス利用者支援事業費の支給決定通知書の交付に関する事務
- (3) 低所得の要介護者及び要支援者に対して居宅サービス等の利用者負担額を軽減する事業における介護サービス利用者支援事業費の支給に関する事務

- (4) 低所得の要介護者及び要支援者に対して居宅サービス等の利用者負担額を軽減する事業における軽減額の返還に関する事務
- (5) 社会福祉法人等が低所得の要介護者、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対して介護保険サービスの利用者負担額を軽減する事業における社会福祉法人等利用者負担軽減の対象確認申請に係る事実についての審査に関する事務
- (6) 社会福祉法人等が低所得の要介護者等に対して介護保険サービスの利用者負担額を軽減する事業における社会福祉法人等利用者負担軽減の対象決定通知書及び確認証の交付に関する事務
- (7) 社会福祉法人等が低所得の要介護者等に対して介護保険サービスの利用者負担額を軽減する事業における軽減額の返還に関する事務

第9条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 私立幼稚園に就園する園児の保育料等を減免する幼稚園設置者に対して補助金を交付する事業における幼稚園就園奨励費補助金の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 私立幼稚園に就園する園児の保育料等を減免する幼稚園設置者に対して補助金を交付する事業における幼稚園就園奨励費補助金の認定通知書の交付に関する事務
- (3) 私立幼稚園に就園する園児の保育料等を減免する幼稚園設置者に対して補助金を交付する事業における補助金の交付に関する事務

第10条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業における就学援助費の受給申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支

給する事業における就学援助費の支給の認定に関する事務

(3) 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業における就学援助費の支給に関する事務

(4) 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業における就学援助費の支給の停止に関する事務

(5) 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業における就学援助費の返還に関する事務

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第11条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業における就学援助費の受給申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該審査に係る児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報

(2) 当該審査に係る児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）に該当するものをいう。）に関する情報

別表第1の1の項中「（昭和25年法律第144号）」及び「（昭和25年法律第226号）」を削り、同表に次のように加える。

6	市長	介護保険法（平成9年	生活保護関係情報、地方税関係情
---	----	------------	-----------------

	法律第123号)による保険給付に係るサービスの利用者負担額を軽減する事業に関する事務	報又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)
7 市長	私立幼稚園に就園する園児の保育料等を減免する幼稚園設置者に対して補助金を交付する事業に関する事務	生活保護関係情報又は地方税関係情報

別表第2の1の項中「介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)」を「介護保険給付等関係情報」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。